

承認第2号

専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年5月29日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)を下記の理由により専決処分する。

令和5年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

(専決処分した理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

南風原町条例第 13 号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

南風原町長 赤嶺正文

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第19条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第20条中「次条において」を「次条第1項において」に改める。

第21条第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第12項及び第13項中「第19条第1項の」を「第19条の」に改める。

附則第15項中「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（附則第15項の改正規定を除く。）による改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。